

国土交通省告示第 号

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）の一部を改正する件

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）第六第十四号の次に次の一号を加える。

十五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物にあつては、建築基準法施行令第八十条の三ただし書の場合を除き、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類に応じ、それぞれ平成十三年国土交通大臣告示第 号第一第二号イから八まで、第二第二号イ及びロ又は第三第二号イ及びロの規定によること。

附 則

この告示は、平成十二年四月一日から施行する。